

4. 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

第1条(法律の目的)

社会全体で医療的ケア児を支援し、児のすこやかな成長を図るとともに、家族の離職を防ぐ。安心して子どもを生み育てることができ、社会を実現する。

第2条(医療的ケア児の定義)

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が必要な、高校生までの児童生徒。

第3条(基本理念)

社会全体で医療的ケア児と家族を支え、インクルーシブ教育を受け、高校卒業後も十分な支援が継続すること。またそれらの支援は本人と家族の意思が尊重され、地域間格差がないこと。

第4条(国の責務)

国が支援施策を総合的に実施すること。

第5条(地方自治体の責務)

地方公共団体は、国と連携して自主的に主体的に支援施策を実施すること。

第6条(保育所の責務)

保育所ほかすべての医療的ケア児を支援する施設の設置者や事業者は、医療的ケア児に対して適切な支援を行うこと。

第7条(学校の責務)

在籍する医療的ケア児に対して適切な支援を行うこと。

第8条(政府の責任)

必要な法律の整備と予算を編成すること。

第9条(保育所における支援)

保育所、認定こども園、放課後等デイサービス事業まで、医療的ケア児が在籍する施設は、看護師など医療的ケア行為を行えるスタッフを配置すること。国と自治体はそれを支援すること。

第10条(学校における支援)

医療的ケア児が在籍する学校は、看護師など医療的ケア行為を行えるスタッフを配置すること。国と自治体はそれを支援すること。

第11条(日常生活の支援)

医療的ケア児の成長や生活実態に応じた日常生活における支援が受けられるように、国と自治体が責任をもつこと。

第12条(相談体制の整備)

国と自治体は、当事者からの相談に総合的に応じることができる体制を整備すること。

第13条(情報の共有)

個人情報に配慮しながら、国と自治体は医療的ケア児と家族の情報を、有効な支援につながるよう関係者と共有すること。

第14条(医療的ケア児支援センターの創設)

都道府県知事の責任で、総合的な支援を推進する医療的ケア児支援センターを創設すること。

第15条(医療的ケア児支援センターの守秘義務)

医療的ケア児支援センターの役職員は、個人情報の守秘義務がある。

第16条(医療的ケア児支援センターの管理)

都道府県知事、医療的ケア児支援センターの運営状況を管理監督すること。

第17条(医療的ケア児支援センターへの改善命令)

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターに対して、必要に応じて適正な運営を求める改善命令を行うこと。

第18条(医療的ケア児支援センターの指定取消)

医療的ケア児支援センターが命令に違反したときは、都道府県知事はその指定を取り消すことができる。

第19条(啓発活動)

国と自治体は、国民に医療的ケア児への支援の重要性が伝わるように、様々な広報を行うこと。

第20条(人材の確保)

国と自治体は、地域間格差がない医療的ケア児への支援を実現するために、人材確保のための予算措置などを行うこと。

第21条(研究開発の推進)

国と自治体は、医療的ケア児のための医療機器の研究開発や調査研究が進むように、予算措置などを行うこと。

出典:生きるちから舎「車いすお出かけガイド」より

正式 Ver.はこちらから↓

こちらの URL・QR コードから正式版の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の該当ページにアクセスすることが出来ます。

[000801675.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/000801675.pdf)



作成: 江南市総合支援協議会(こども福祉部会)

障害のある人もない人も地域で暮らし続けることが出来るよう、様々な立場の人が集まり、課題やその解決策について話し合う場所です。

2022年3月作成

たん吸引など医療的ケアが必要な子どもや家族への支援を後押しする

医療的ケア児支援法

をわかりやすく解説します!



「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

(医療的ケア児支援法)が2021年(令和3年)9月に施行されました

1. 「医療的ケア児支援法」の目的は？

医療的ケア児とその家族に対する支援について、国や地方公共団体等の責任と義務を明確にして、

- ① 医療的ケア児の健やかな成長を図ること
- ② その家族の離職を防止すること

を目的につくられました

この法律で「医療的ケア」とは

自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為のことです。医師や看護師などが行う「医療行為」と同じことを家族等が行う場合、「医療的ケア」と呼んで、区別しています。

「医療的ケア児」の定義

普段の生活をしたり、学校などに通うために常に医療的ケアが必要な18歳になる前の方（18歳になっても高校などに通っている方は対象）のことをいいます。

2. 医療的ケア児の現状



（出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により障害児・発達障害者支援室で作成）

～家族にかかる大きな負担～

医療的ケア児は、医療の進歩などを背景にここ10年で約2倍に増え、現在全国に約2万人いるといわれています。生まれてすぐNICUなどに入院して、成長する中で体調が安定してきたらお家での生活に移行します。自宅に戻っても、人工呼吸器やたん吸引などの医療的ケアは常に必要です。生活の中で常に必要なケアの担い手は、家族が中心にならざるを得ません。さらに、医療的なケアが要因で幼稚園や学校などに通うことも困難なケースも少なくありません。環境が整っていないからと、近い学校に通学できない。通学できたとしても、何かあったときのために保護者が常に付き添わないと通学できないといったケースもあります。そんな状態だと、家族の誰か（主に母親）が仕事をすることも諦めて、子どもの対応に追われることになってしまいます。現状では生活をする上で家族にかなり大きな負担がかかっています。



3. 法律が施行されたらどうなりますか？

国、地方公共団体などの責務が明らかになります

<p>地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児が在籍する保育所、学校に対する支援をします。 ● 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援をします。 ● 相談体制の整備や情報共有の促進、広報啓発、人材の確保、研究開発等を推進していきます。 	<p>学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援をします。 ➢ 看護師等の配置、その他の必要な措置を行います。 	<p>保育園等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援をします。 ➢ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置、その他の必要な措置を行います。
--	---	---

学校…（幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）
 保育園等…（認定こども園・家庭的保育事業・放課後児童健全育成事業）

医療的ケア児支援センターが設置されます ※（県内7カ所）

あいち医療的ケア児支援センター（愛知県医療療育総合センター）

担当地域：江南市、春日井市、犬山市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町

「あいち医療的ケア児支援センター」では、医療的ケアの必要なお子さんとそのご家族が、地域で安心して暮らしていただけるよう、一緒に考え、地域とつなぐお手伝いをしています。また、医療的ケアを必要とするお子さんとそのご家族に様々な情報提供を行っています。

【問い合わせ先】

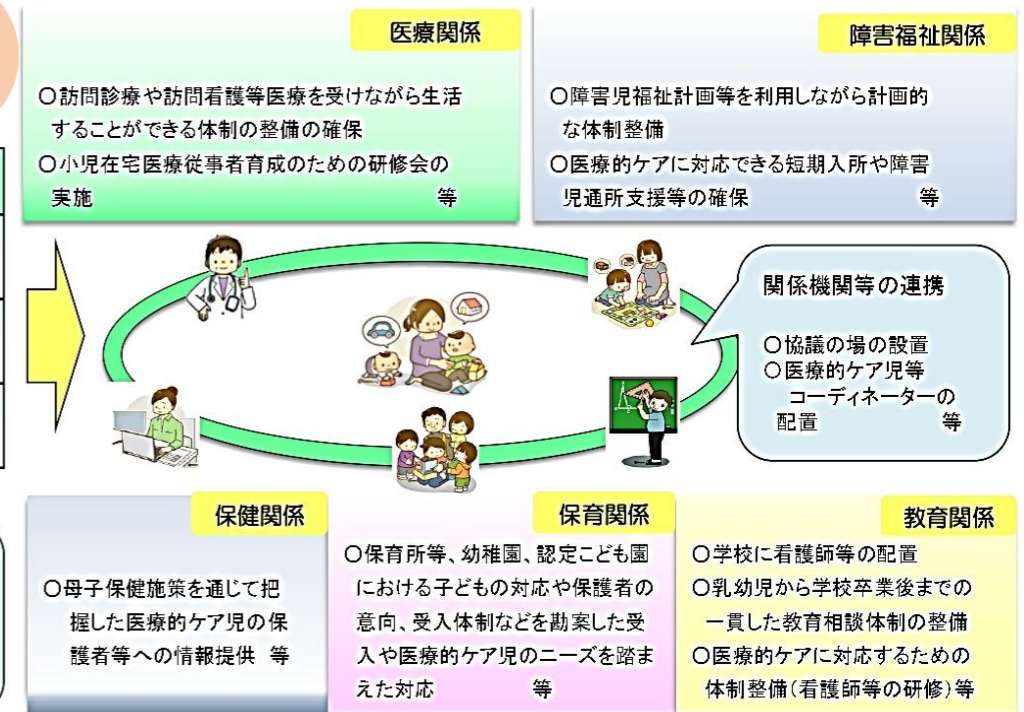
電話番号：0568-88-0811
 所在地：〒480-0392
 春日井市神屋町713-8

地域における医療的ケア児の支援体制の整備（例）

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

地方公共団体の関係課室等の連携

- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進等



※今後、江南市では支援体制についての協議を進めていきます。